

令和6年

3月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



桜の木の下でお弁当

令和6年3月の税務と提出期限

- ① 令和6年3月11日・・・令和6年2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和6年4月1日・・・令和6年1月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 令和5年（2023年）分・所得税の確定申告・・・申告期間：（2月16日から3月15日まで）

今月の気になった新聞記事

- 1) **成年後見 期間限定可能に**・・・法制審議会で、成年後見制度の見直しに入る。認知症になると、財産管理を弁護士等に委任するが、1度選任すると原則として委任をやめられない現行制度を、改めて期間限定で選任できる仕組みを検討する。検討項目は、利用期間・利用範囲・支援を必要とする状況に応じて成年後見人の交代が可能に
- 2) **デジタル給与の申請は4社**・・・給与のデジタル払い事業を厚生労働省に申請した企業は4社。政府は2023年4月にデジタル払いを解禁した。給与の支払い方法は原則通貨（現金）と定めているが1975年から銀行口座への振り込みが認められた。デジタル払いの最大の利点は月1回の給与支払い慣行を週1回や隔週など多様化できる。

申告は、所得税(国税)と住民税(地方税)の両方する？

1、所得税ってなに？

年が明けてから、3月15日までが、所得税の確定申告期限です。

所得税とは、個人の1/1～12/31までの1年分のもうけ(利益)に対して課される税金です。

この支払った税金は、国民全員が日常利用している国のインフラ(学校、道路、警察、病院他)に使われます。

2、所得税の確定申告が必要でしょうか？

○あなたが、サラリーマンなら、多くの人は、確定申告は不要です。勤務先が、年末調整で1年分を精算します。

しかし会社で「年末調整」してもらっていない、途中退社等の、副収入の所得が20万円超の人、1年間の給与収入が2千万円超の人、医療費控除・住宅ローン控除等を受ける人は、確定申告が必要です。

○個人で、事業をしている人は、収入と費用を1年分集計して、「税金の金額の計算」をして、確定申告書を作成して税務署に提出し、所得税の納付書に税額を書いて、最寄りの金融機関でおさめます。

3、所得税(国の税金)と住民税(地方の税金)の違いは？

○所得税は、収入があって、所得(もうけ)があれば、税金が発生します。

住民税は自分が住んでいる場所に、均等割や所得割を払います。

1つの収入から、国、都道府県、市区町村と3つの税金を納めます。

○支払期限が違うのも、わかりにくい理由です。

所得税は、1月～12月を翌年3月まで納めます。

住民税は、1月～12月の税金を翌年の6月以降です。納め終わるのは、翌々年です。

○税率は、所得税は、超過累進税率で収入が多い人の税率が45%ですが、最低税率は5%です。

住民税は、市民税が6%、県民税4%で合計10%です。所得税より住民税の方が高い人も。

○所得税の確定申告を行った人は、住民税の申告も済んだことになります。

所得税の確定申告書用紙に、住民税・事業税に関する事項があるのをご存知でしたか。

サラリーマンの方は、会社から「源泉徴収票」が市区町村に郵送されます。



4、所得税の収入の種類は？

所得税の難しいところは、10種類あって、その種類ごとに計算することになります。

| | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 利子所得・・・公社債、預貯金の利子 | 2. 配当所得・・・株式・出資の配当 |
| 3. 不動産所得・・・家賃、駐車場収入 | 4. 事業所得・・・個人事業の収入 |
| 5. 給与所得・・・会社員の収入 | 6. 退職所得・・・退職金の収入 |
| 7. 山林所得・・・山林を売った場合の収入 | 8. 譲渡所得・・・土地・建物の売却収入 |
| 9. 一時所得・・・生命保険等の一時的な収入 | 10. 雑所得・・・年金収入・原稿料等の収入 |

なぜ、こんなに沢山の収入を分けるかという、その収入にかかる必要経費がそれぞれ違うからです。

5、給与所得にかかる税金の計算方法は？

所得税＝(収入金額－給与所得控除額)－(所得控除)＝(千円未満切り捨て)×所得税率

6、所得控除とは？(個人的な事情を配慮したもので、所得から控除します。)

所得が同じでも、子供の数や家族構成が違えば税金の計算も違います。その種類は14種類。

内訳は、人的控除(扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除・基礎控除他)、

他の控除は生命保険料控除・地震保険控除・社会保険料控除・寄附金控除・医療費控除・雑損控除他があります。

相続登記の義務化は、令和6年4月からです。

令和6年から相続不動産を3年以内に所有権移転登記することが義務化され、怠れば10万円以下の過料が科されます。相続不動産を登記手続きしないで放置した所有者不明の土地が増加したことから、自治体の公共事業が困難になり、固定資産税の未納問題等により、令和3年4月に不動産登記法と民法が改正されました。

1. 相続不動産を登記しないでおくと6つのリスクが。

- ①不動産の売却や担保設定ができない・・・非常時に換価できないことも。
- ②権利関係が複雑になる・・・相続が2回以上続くと、相続人の数も増え、調査や相続登記の手続きが複雑
- ③不動産が差し押さえられる可能性が・・・相続人の中に借金がある人がいると差し押さえられる事が
- ④認知症発症で遺産分割協議ができない・・・認知症発症により相続人の判断能力がなくなると、成年後見人をつけないと遺産分割協議に参加できなくなる。
- ⑤必要書類の入手が困難になる・・・所有者が死亡していれば、登記に必要な書類を手に入れるのが困難となり住民票や戸籍謄本は、役所の保存期間を超えてしまうと手間が増える。
- ⑥不動産が荒廃する・・・登記上の所有者が死亡していて名義変更されていないと、誰もメンテナンスしないで荒廃した空き家となり、自治体から「特定空き家」に認定されると建物撤去等の費用がかかる。

2. 所有する不動産の名義人の住所・氏名が変更した場合にも、変更登記を義務化

2026年以降、名義人の住所に変更があった場合には、2年以内に変更登記をしないと5万円以下の過料を科されてしまう。住所だけでなく、結婚・養子縁組により氏名が変更した場合も同様だ。不動産の名義人が会社である場合も、名称変更や本店移転があれば変更登記が必要です。



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 所得税の年末調整制度

税金をめぐる不祥事が発覚しても、日本ではSNSには投稿するが実際の反対運動が起きることはあまりない。理由の1つが所得税の年末調整制度。我が国の給与所得者は5千万人、そのうち4700万人が年末調整によって納税が完結する。自分が納めた税金を認識していない。給与の明細書ももらっても、最後の手取りの欄しか見ない人も多い。

2) 子供の奨学金を親が返済した場合には、贈与税の対象に？

子供が大学の奨学金を毎月返済しているが、親が代わりに返済した場合には、子供名義の債務を肩代わりした「債務引き受け」とみなされ、年110万円の非課税枠を超えた分は贈与税の課税対象となります。扶養義務者相互間の生活費や教育費は必要な金額を、その都度支払った場合に限られます。

3) 子供を保険契約者とする生命保険を契約しその保険料を暦年贈与する

相続税対策として、預金の連年贈与は、名義預金で生前贈与が成立していないとされ、相続税の課税対象となります。そこで、子を保険契約者とする保険を契約しその保険料を親が贈与する方法があります。

法定相続人にならないお孫さんの場合は、生命保険金の非課税枠が使いませんのでご注意ください。